20　無料相談会での業務収入（事業所得）

Q

私の事務所の地域では、士業の７業種が合同して、市民のための無料相談会を実施しています。私も所属する同業団体から依頼され、市の施設で１日、無料相談に従事することになりました。所属する同業団体から日当と交通費が出るようですが、この場合、事業所得の収入になるのでしょうか。

A

同業団体からの依頼を受けて相談業務を行うとのことですが、同業団体から指揮命令は受けていないと思われます。場所的、時間的拘束は受けるものの、相談会での相談業務は、本来の業務の一環であり、日当と交通費のいずれも事業所得の収入と考えられます。

解　説

１　事業所得と給与所得

事業所得と給与所得の相違は、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意志と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得が事業所得であり、一方、給与所得は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき、使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付であるとされています（最判昭56・４・24判時1001・34）。

２　相談業務

ご質問の場合、無料相談会そのものは地域貢献活動の一環と考えられますが、同業団体から日当等が支給され有償であること、相談場所や相談時間が決められ１日拘束されるものの、相談業務そのものは、誰の指揮命令に服することもないことから、事業所得の趣旨に沿うものであり、事業所得と考えられます。

なお、裁判例として、「弁護士会の無料法律相談の対価として支給された日当」の所得が事業所得に当たるか給与所得に当たるかが争われた、次のような事例があります。

「無料法律相談の実施上、その主催者等が一定の枠組みを設ける必要があるため、その点で担当弁護士の随意が制限されていることは間違いないけれども、自治体が住民に無料法律相談サービスを提供するには、相談の日時、場所、時間、相談内容の範囲等の大枠を設けることは不可欠であり、この枠組みに従って担当弁護士が執務すべ

きことは当然のことであるから、この枠組みが設定されていることが、無料法律相談所で弁護士の行う法律相談業務の事業性を損なうものとはいえない。」などとして、当該日当は、事業所得に該当すると判断しています（大阪高判平21・４・22（平20（行コ）172）裁判所ウェブサイト）。

３　交通費の非課税規定

所得税法上、給与所得者が職務上又は転任に伴う転居等のためにする旅行に必要な支出に充てるために支給される金品で、その旅行について通常必要と認められる旅費は非課税とされています（所法9①四）。したがって、この非課税規定は、給与所得者が支給を受けるものであることが要件になっています。ご質問の場合の交通費は、同業団体から支給されたものですが、あなたとこの同業団体とは雇用関係はないので、あなたが交通費の支給を受けたとしても、所得税法上の非課税である旅費には該当しないことになります。したがって、この交通費は、事業所得の総収入金額とされますが、あなたがこの旅費の中から支払う交通費等の費用は事業所得の必要経費となります。

４　報酬の性質を有するもの

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者が役務の提供に関して受ける報酬、料金又は契約金の性質を有するものは、その名称にかかわらず、その支払の際に源泉徴収の対象になるとされています（所法204①、所基通204－２）。したがって、ご質問の日当と交通費についても、原則として事業所得の収入に該当すると考えられます。

５　報酬の支払者が負担する旅費

前記４に掲げる各種士業の所得者が、その報酬又は料金の支払を受ける場合、その報酬等の支払者が、報酬又は料金の支払の基因となる役務を提供する者の当該役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用も負担する場合において、その費用として支出する金銭等が、当該役務を提供する者に対して交付されるものでなく、その報酬又は料金の支払をする者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、その金銭等については、源泉徴収をしなくて差し支えないこととされています（所基通204－４）。これは、給与所得者がその使用者から受ける旅費のように非課税とするものではありませんが、報酬等の支払者が直接交通機関等へ支払う場合には、源泉徴収しなくても差し支えないとする取扱いです。

第７章　　必要経費

49　必要経費の範囲

Q

これまで勤務していた許認可関係の事務所から独立し、新規開業することになりました。事業所得者として、記帳することになりますが、必要経費はどこまで認められますか。その範囲について教えてください。

A

個人事業の場合、原則として、①収入を得るために直接要した費用と②業務について生じた費用が、必要経費として認められます。

解　説

１　必要経費

必要経費は、総収入金額に係る売上原価その他総収入金額を得るために直接要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用とされています（所法37）。この売上原価や業務について生じた費用のいずれにおいても、債務の確定しないもの（償却費を除きます。）を除くこととされています（注）。

（注）　債務確定主義と呼ばれ、「債務が確定している」とは、次の３つの要件を満たす場合をいいます。

①　その年 12 月 31 日までに債務が成立していること

②　その年 12 月 31 日までにその債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること

③　その年 12 月 31 日までに金額が合理的に算定できること

例えば、年末等に、終了した事件についての調査費等があり、その支払金額が具体的に確定していないと、必要経費とすることはできません。支払わなければならない

ことが明らかで、その支払金額が確定していなければならないとされています（所法37かっこ書き）。

２　事業用固定資産等の損失の取扱い

事業所得等を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権の貸倒れその他政令で定める事由により生じた損失の金額は、その損失の生じた日の属する年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入するとされています（所法51②）。

また、必要経費に算入される損失の生ずる事由として、販売した商品の返戻又は値引きにより収入金額が減少することとなったこと、事業所得等の金額の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われ、又はその事実のうちに含まれていた取り消すことのできる行為が取り消されたことなどが該当するとされています（所令141）。

３　必要経費の該当性

所得税の法令や所得税基本通達等の規定を踏まえて、個々に応じて判断し、経理処理等をすることとなります。

(1)　基本的考え方

個人事業の場合、法人の場合の所得計算と異なり、生身の人間が生活をしながら事業を営むことから、常に家事費と事業上の経費との振分けの問題が生ずるということが挙げられます。一方、法人の場合には、交際費課税等のように支出する費用に限度額計算が設けられていたりするものの、基本的には支出した費用は損金として認められることとなります。

(2)　必要経費とならないもの

①　生計を一にする配偶者その他の親族に支払う地代家賃、給与賃金（青色事業専従者給与を除きます。）（所法 56）

②　所得税、住民税（所法 45①二・四）

③　罰金、科料など（所法 45①六）

④　贈賄、不正の利益の供与等（所法 45②）

(3)　必要経費となるもの

①　業務用資産の取壊し、除却、滅失、業務用資産の修繕に要した費用（一定の場合を

除きます。）（所法 51①④）

②　事業税、業務用部分に係る固定資産税（所基通 37－５）

③　１つの支出が家事上と業務上の両方に関わる場合（家事関連費といいます。）のその支出のうち、

ａ　主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、業務に必要である部分を明らかに区分することができる場合のその区分できる金額（所令 96 一）

ｂ　青色申告者で、取引の記録などに基づいて、業務の遂行上直接必要であったことがあきらかに区分することができる場合のその区分できる金額（所令 96 二）

などがあげられます。

Memo

〇事務所内装飾用の絵画

所得税法では、複製のようなもので単に装飾的目的にのみ使用されるものについては、事務所内に装飾用として絵画を飾った場合、その購入代を毎年、減価償却して必要経費に計上することができるのですが、書画、骨董のように「時の経過によりその価値の減少しない」次のようなものは、減価償却資産には該当しないとされているので、注意が必要です（所基通２－14）。

①　古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は稀少価値を有し、代替性のないもの

②　美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等

（注）　書画､骨董に該当するかどうかが明らかでない美術品等でその取得価額が１点 20 万円（絵画にあっては、号２万円）未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができるものとする。

したがって、明らかに「書画、骨董」に該当する美術品を除き、１号２万円未満程度の絵画であれば、複製品でない場合でも、減価償却資産として減価償却費を必要経費に算入することができることになります。

○開業費

開業前に、事業の開始準備のために使った次のような費用は、開業費（所令７①一）として、開業後の必要経費とは区別して取り扱われると考えられます。

① 仕事用の物品の購入費
② 印鑑や名刺の作成費
③ 業務案内や広告用チラシ等の作成費
④ 調査費や資料代
⑤ 接待費（相談者との飲食代等）
⑥ 準備活動に要した交通費
⑦ 事務所経費（賃貸料、水道光熱費他）等

開業費は、資産と同じように扱われ、繰延資産と呼ばれ、支出した効果が支出した時だけでなく将来にも及ぶもので、支出した年に一括して費用にするのではなく、その効果の及ぶ期間（償却期間）に分けて費用に計上する、というものです。

償却方法には、60 か月（５年）で均等償却する方法と任意償却があり、開発費や試験研究費（平成 19 年３月 31 日までに支出したものに限ります（所令平 19 政 82 改正附則３①）。）と同様、いずれかを選択することができます（所令 137①一・③）。

○開業費の任意償却

繰延資産については、その支出の効果の及ぶ期間を基礎として償却しますが、繰延資産のうち、開業費、開発費及び試験研究費（試験研究費については、平成 19 年３月 31 日までに支出したものに限られます（所令平 19 政 82 改正附則３①）。）については、60 か月の均等償却又は任意償却のいずれかの方法によることとされています（所令 137①一・③）。

任意償却が可能な繰延資産の未償却残高はいつでも償却費として必要経費に算入することができ、繰延資産（開業費、試験研究費、開発費）の償却費の計算については、任意償却は、繰延資産の額の範囲内の金額を償却費として認めるもので、その下限が設けられていないことから、支出の年に全額償却してもよく、全く償却しなくてもよいと解されています。

また、繰延資産となる費用を支出した後 60 か月を経過した場合に償却費を必要経費に算入できないとする特段の規定はないことから、繰延資産の未償却残高はいつでも償却費として必要経費に算入することができると解されています。このように、開業費については、「任意償却」が認められていますので、事業を開業するまでの間に特別に支出したもので、開業費に該当する費用については、任意償却を選択するのが有利と思われます。

なお、支出した開業費の内容及びその開業費の額が過年分において必要経費に算入されていないことを明らかにしておく必要があります。

〔様式１〕個人事業の開業・廃業等届出書

税務署受付印

1	0	4	0

個人事業の開業・廃業等届出書

麹町税務署長

○○年○○月○○日提出

納税地	住所地・居所地・(事業所等)（該当するものを○で囲んでください。） 千代田区麹町○○○○ （TEL　０３－○○○○－○○○○）			
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。 船橋市○○○○ （TEL ０４７－　○○○　－○○○○）			
フリガナ 氏名	ホウム　イチロウ 法務 一郎　(法務)	生年月日	大正 (昭和)○○年○○月○○日生 平成	
職業	○○士	フリガナ 屋号	○○○○ジムショ ○○○○事務所	

個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。

届出の区分 （該当する文字を○で囲んでください。）	(開業)（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を書いてください。） 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿ 事務所・事業所の（新設・増設・移転・廃止） 廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を書いてください。） 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿		
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日	平成 24 年　7 月　10 日	
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地	（電話）	
	移転・廃止前の所在地		
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名	
	法人納税地	設立登記	平成　年　月　日
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	(有)・無	
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	有・(無)	
事業の概要 （できるだけ具体的に書いてください。）	民事、医療事件を中心に活動		

給与等の支払の状況	区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項
	専従者	1 人	月給・定額	(有)・無	
	使用人	2	時給	(有)・無	
				有・無	
	計	3			

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	(有)・無	給与支払を開始する年月日	平成 24 年　7 月　25 日

関与税理士
（TEL　－　－　）

税務署欄	整理番号	関係部門連絡	A	B	C	D	E

源泉用紙交付	通信日付印の年月日	確認印
	年　月　日	